

災害廃棄物処理業務に係る覚書

写

岩手県（以下「甲」という。）、静岡県（以下「乙」という。）及び静岡市（以下「丙」という。）は、岩手県において東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県山田町及び大槌町の一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理業務に関し、次のとおり覚書を交換する。

（災害廃棄物の処理）

第1条 甲は、災害廃棄物の処理業務（第4条から第6条までの規定において甲がすることとされている業務を除く。以下同じ。）を乙に委託するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理業務の一部を丙に委託し処理するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理業務に関し、甲丙間における必要な調整を行うものとする。

（処理に要する経費）

第2条 災害廃棄物の処理業務に要する経費は、別途、委託契約により定めるものとする。

（災害廃棄物の種類等）

第3条 甲が乙を通じて丙に処理業務を委託する災害廃棄物は、柱材・角材等の木材を破碎しチップ状にしたものであって、その量は約59トン（山田町分約29トン、大槌町分約30トン）とする。

（災害廃棄物の運搬方法等）

第4条 前条に規定する災害廃棄物については、甲が岩手県山田町又は大槌町から静岡貨物駅まで道路貨物運送及び鉄道貨物運送により運搬し、乙が静岡貨物駅から丙の中間処理施設まで道路貨物運送により運搬することとする。

2 甲は、運搬を委託するに当たっては鉄道貨物事業者が用意する密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）に災害廃棄物を積み込むものとする。

（災害廃棄物の放射性物質濃度等の検査）

第5条 災害廃棄物の受入れに当たり、次の表の左欄に掲げる時期において同表中欄に掲げる者が、同表右欄に定める検査を行う。

検査する時期	検査者	検査する内容
岩手県山田町船越地区仮置場又は大槌町二次仮置場（以下「仮置場」という。）に災害廃棄物が保管されているとき	甲	放射性物質濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）及び空間線量率
仮置場において災害廃棄物をコンテナに積み込むとき	乙	遮蔽線量率、空間線量率及び第3条に規定する災害廃棄物の種類等
静岡貨物駅においてコンテナを積み替えるとき：	乙	空間線量率
中間処理施設において災害廃棄物を処理するとき	丙	空間線量率、排ガス、焼却飛灰、溶融飛灰、スラグ及びメタルの放射性物質濃度等
丙の最終処分場において中間処理後の溶融灰等を埋め立てるとき	丙	空間線量率

(災害廃棄物の受入基準等)

第6条 甲は、仮置場において保管されている災害廃棄物を確認の上、別表に定める静岡県災害廃棄物受入基準（以下「受入基準」という。）①及び②に適合しないものについては搬出しないものとする。

2 乙は、災害廃棄物をコンテナに積み込むとき及び当該コンテナを積み替えるときは、当該災害廃棄物を確認の上、受入基準①、②及び③に適合しないものについては甲に返却するものとする。

3 丙は、受入基準①、②及び③の全てに適合している災害廃棄物に限り、受け入れを行うものとする。

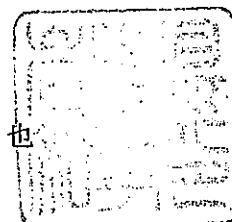
(災害廃棄物の処理期間)

第7条 この覚書に基づく災害廃棄物の処理業務の処理期間は、この覚書の交換の日から処理に係る災害廃棄物の最終処分が終了するときまでとする。

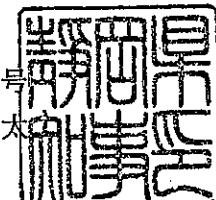
上記の覚書の成立を証するため、この覚書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年4月25日

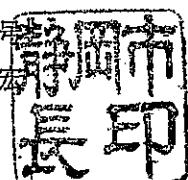
甲 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県知事 達 増 拓



乙 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川 勝 平



丙 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信 孟



別表

静岡県災害廃棄物受入基準
① 放射性物質濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値）が100ベクレル／キログラムを超えないこと。
② 空間線量率が、バックグラウンドの空間線量率の3倍以上にならないこと。
※「バックグラウンドの空間線量率」とは、災害廃棄物から数十メートル離れた場所における4～5カ所程度のポイントで測定した空間線量率をいう。
③ 遮蔽線量率が、0.01マイクロシーベルト毎時を超えないこと。